

第6章 施策の一覧

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名	
基本施策1 就学前における子育て家庭への支援	1 地域における子育て支援の充実	(1) 地域子育て支援拠点事業の充実	1	1. 地域子育て支援拠点事業の充実 (P29)	
			2	2. 幼稚園・保育園などでの子育て支援事業の周知 (P29)	
		(2) 地域における多様な子育て支援の充実	(2) 地域における多様な子育て支援の充実	3	1. 子育てサークル・ネットワークへの支援 (P29)
				4	2. 地域における子育て支援活動への支援 (P29)
				5	3. ファミリー・サポート・センター事業の周知 (P30)
				6	4. パパ・ママ応援ショップの周知 (P30)
				7	5. 託児付き講座・講演会等の実施 (P30)
				8	6. 三世代交流の推進 (P30)
				9	7. ブックスマイル事業の推進 (P31)
				10	8. リフレッシュチケット事業の充実 (P31)
		(3) 子育て相談・情報提供の充実	(3) 子育て相談・情報提供の充実	11	1. 子育てコンシェルジュの展開 (P31)
				12	2. 家庭児童相談室の充実 (P32)
				13	3. 民生・児童委員との連携 (P32)
				14	4. 家庭教育アドバイザーとの連携 (P32)
				15	5. 子育てハンドブック「こあらブック」の充実 (P32)
				16	6. 子育て支援情報の発信 (P32)
	2 親と子の健康づくりに向けた支援	(1) 親の健康の確保	(1) 親の健康の確保	17	1. 「第2次ひがしまつやま健康プラン21」の推進 (P34)
				18	2. 子育て世代包括支援センターの運営 (母子健康手帳の交付と相談) (P34)
				19	3. 妊婦健康診査の実施 (P34)
				20	4. 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の実施 (P34)
				21	5. 養育支援訪問事業の検討 (P35)
				22	6. 妊活・不妊・不育に対する支援 (P35)
				23	7. パンダ教室 (親子教室) の開催 (P35)
		(2) 子どもの健康の確保	(2) 子どもの健康の確保	24	1. 乳幼児健康診査 (乳児・1歳6か月児・3歳児) の実施 (P35)
				25	2. 家庭訪問による支援 (P35)
				26	3. 乳幼児健康相談、赤ちゃん相談・こども相談 (P36)
				27	4. 予防接種の実施 (P36)
				28	5. 民生・児童委員との協働 (P36)
		(3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり	(3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり	29	1. 2歳児歯科健康診査の実施 (P36)
				30	2. 歯科口腔保健の推進に関する条例の推進 (P36)
				31	3. 乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施 (P36)
				32	4. こどもクッキング・栄養相談の実施 (P37)

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策1 就学前における子育て家庭への支援	2 親と子の健康づくりに向けた支援	(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供	33	1. 子どもの事故防止などの啓発 (P37)
			34	2. 身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供 (P37)
			35	3. 小児救急医療情報の提供 (P37)
			36	4. 子どもの救急ミニガイドブックの周知 (P37)
	3 教育・保育事業の推進	(1) 就学前の教育・保育の充実	37	1. 認可保育園の充実 (P39)
			38	2. 地域型保育事業 (小規模保育事業所等) の充実 (P39)
			39	3. 私立幼稚園等への入園に対する補助 (P39)
			40	4. 幼稚園・保育園・小学校の連携推進 (P39)
			41	5. 認定こども園移行に向けた事業者への支援 (P39)
			42	6. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 (P40)
		(2) 多様な保育サービスの充実	43	1. 延長保育の実施 (P40)
			44	2. 病児保育の利用促進 (P40)
			45	3. 一時保育の充実 (P40)
			46	4. 幼稚園での預かり保育の実施 (P41)
			47	5. 子育て短期支援事業 (ショートステイ) の検討 (P41)
			48	6. 休日保育の実施 (P41)
			49	7. 企業主導型保育事業所創設の促進と相談支援の実施 (P41)
		(3) 幼稚園・保育園での食育・歩育の推進	50	1. 幼稚園・保育園などでの食育の推進 (P42)
			51	2. 歩育事業の推進 (P42)
基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援	1 学校教育など教育環境の充実	(1) 確かな学力と自立する力の育成	52	1. 少人数教育「すにいかあプラン」の充実 (P44)
			53	2. 小・中学校9年間を一貫した教育の推進 (P44)
		(2) 豊かな心と健やかな体の育成	54	1. 道徳教育の推進 (P44)
			55	2. スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実 (P44)
			56	3. 食に関する指導の充実 (P44)
			57	4. 性に関する指導の充実 (P45)
			58	5. 読書活動の推進 (P45)
		(3) 家庭・地域の教育力の向上	59	1. 学校応援団活動の充実 (P45)
			60	2. 家庭教育支援体制の充実 (P45)
		(4) 不登校児童生徒などへの支援	61	1. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実 (P46)
			62	2. 総合教育センターにおける支援の実施 (P46)
		(5) いじめ防止への対策	63	1. いじめ防止の推進 (P46)
64	2. いじめの早期発見・早期対応の実施 (P46)			

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援	2 子どもの居場所・体験機会の提供	(1) 子どもの居場所・遊び場の充実	65	1. 市民活動センターの活用促進 (P48)
			66	2. 小・中学校の施設開放 (P48)
			67	3. 公園の整備 (P48)
			68	4. 児童館の整備に向けた検討 (P48)
		(2) 放課後児童対策の推進	69	1. 放課後児童クラブ(学童保育)の運営 (P49)
			70	2. 放課後子ども教室の充実 (P49)
		(3) 多様な体験機会の充実	71	1. 市民活動センターなどでの子ども向け講座の充実 (P49)
			72	2. ボランティア教育の推進 (P49)
			73	3. 子ども大学実施の推進 (P50)
			74	4. 子ども会活動への支援 (P50)
			75	5. 高齢者との世代間交流の推進 (P50)
			76	6. 高校生・大学生との交流の推進 (P50)
			77	7. 青少年相談員との協働 (P50)
78	8. 自然とふれあうことができる体験講座の充実 (P51)			
79	9. 夢や目標の発見につながる機会の提供 (P51)			
基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	1 障害のある子どもへの支援の充実	(1) 障害のある子どもの教育・保育の充実	80	1. 幼稚園・保育園などでの障害のある子どもの受入れ体制の充実 (P53)
			81	2. 幼稚園・保育園などへの巡回訪問の実施 (P53)
			82	3. 特別支援教育の充実 (P53)
		(2) 障害のある子どもの地域生活の支援	83	1. 障害児通所支援事業所への支援 (P53)
			84	2. 「東松山市第三次市民福祉プラン」に基づく支援の充実 (P53)
			85	3. 東松山市地域自立支援協議会との連携 (P54)
	86		4. 特別児童扶養手当などの支給 (P54)	
	2 児童虐待・DVなどへの対応	(1) 児童虐待防止の推進	87	1. 児童虐待防止対策の推進 (P56)
			88	2. 子ども家庭総合支援拠点事業の検討 (P56)
			12	3. 家庭児童相談室の充実(再掲) (P56)
			89	4. 「どならない!子育て練習講座」の実施 (P56)
		(2) DV・女性相談の充実	90	1. DV(ドメスティック・バイオレンス)・女性相談の充実 (P57)
	(3) 子どもの権利擁護の推進	91	1. 子どもの権利擁護に関する啓発の推進 (P57)	
	3 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育の支援	39	1. 私立幼稚園等への入園に対する補助(再掲) (P59)
			42	2. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上(再掲) (P59)
			61	3. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実(再掲) (P59)
			62	4. 総合教育センターにおける支援の実施(再掲) (P59)
92			5. 児童・生徒への学習支援 (P59)	
93			6. 就学援助制度の実施 (P60)	
94			7. 高校生などへの奨学資金の給付 (P60)	

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援	3	(2) 生活の安定に資するための支援	11	1. 子育てコンシェルジュの展開（再掲）（P60）
			12	2. 家庭児童相談室の充実（再掲）（P60）
			18	3. 子育て世代包括支援センターの運営（再掲）（母子健康手帳の交付と相談）（P61）
			95	4. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実（P61）
			96	5. 若者への就職情報提供の充実（P61）
			97	6. 子どもの居場所づくりに関する支援（P61）
			98	7. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知（P61）
			99	8. 安定した住環境づくりの推進（P62）
			(3) 保護者に対する就労の支援	100
		101		2. 就労のための相談体制の充実（P62）
		102		3. 高等職業訓練促進給付金などの支給（P62）
		(4) 経済的支援	103	1. 児童手当・こども医療費の支給（P62）
			104	2. 児童扶養手当などの支給（P63）
			105	3. 遺児手当の支給（P63）
			106	4. 生活保護費の支給（P63）
		基本施策4 青年期にかけての支援	1	(1) 非行防止の取組の充実
108	2. 青少年育成推進員・少年指導委員との協働（P65）			
109	3. 非行防止教室の推進（P65）			
(2) 有害環境の排除	110			1. 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する啓発（P65）
	111			2. ナイフなど有害環境の排除（P65）
	112			3. インターネットの適切な利用に関する啓発（P66）
2	(1) 若者の就職支援		113	1. 職場体験の実施（P68）
			114	2. 地域に根ざすキャリア教育の実施（P68）
			96	3. 若者への就職情報提供の充実（再掲）（P68）
	(2) 次代の親の育成		115	1. 乳幼児とのふれあいの推進（P68）
			116	2. 男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進（P68）
	(3) 若者支援の充実		117	1. 社会とのつながりの創出（P69）
			118	2. ひきこもり状態にある若者への支援（P69）
			119	3. ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施（P69）
120		4. いじめ不登校に対する支援の実施（P69）		
94		5. 高校生などへの奨学資金の給付（再掲）（P69）		
95	6. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実（再掲）（P70）			

基本施策	施策の展開		事業番号	事業名
基本施策5 子育てを応援する環境づくり	1 仕事と子育ての調和の推進	(1) 女性の就労・再就職への支援	121	1. 女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実 (P72)
			101	2. 就労のための相談体制の充実 (再掲) (P72)
		(2) 多様な働き方の推進に係る啓発	122	1. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 (P72)
			123	2. 認定マーク (くるみん) の周知 (P72)
		(3) 男女共同参画の意識づくり	124	1. 男女共同参画の意識啓発 (P73)
			125	2. 両親学級への父親参加の促進 (P73)
	126		3. 男性の育児休業取得の促進 (P73)	
	2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	(1) 子育てしやすい地域環境の整備	127	1. 公共施設の子育てバリアフリーの推進 (P75)
			128	2. 赤ちゃんの駅事業の充実 (P75)
		(2) 交通安全・事故防止対策の推進	129	1. 交通安全教育の充実 (P75)
			130	2. 交通安全施設の整備 (P75)
		(3) 防災対策の推進	131	1. 防災訓練の実施 (P76)
			132	2. 防災教育の実施 (P76)
		(4) 子どもの安全・防犯対策の推進	133	1. 防犯意識の啓発 (P76)
			134	2. 防犯パトロールへの支援 (P76)
135			3. 「こども 110 番の家」の充実 (P76)	

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画については、行政が、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体、企業などと、連携や協働により推進します。

(1) 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力し、愛情を持って温かく子どもを見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

(2) 保育園、幼稚園、認定こども園、学校

保育園、幼稚園、認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、初めて家族以外の人と関わる場であり、子どもが人格を形成し、社会的スキルを身につけるために、極めて重要な役割を果たす場でもあります。そのため、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて、子どもの生きる力を育む教育・保育の推進に努めることが期待されます。

(3) 地域

地域はそこに住む全ての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。そのため、子育て支援に関わる人々や各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域の中で見守ることが期待されます。

(4) 企業など

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が、健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備、制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

(5) 行政

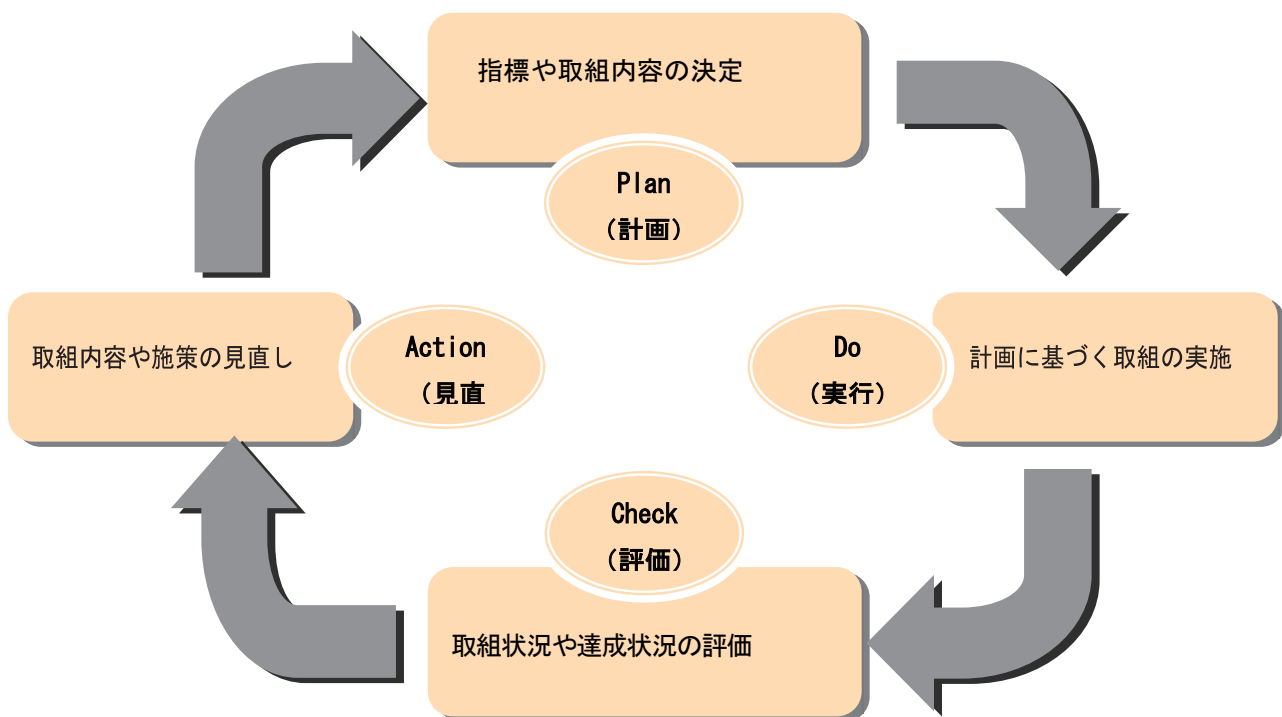
行政は、市民の声を聞き、ニーズを把握し、事業に取り組んでいく必要があることから、市民公募委員を含む「東松山市子ども・子育て会議」で本計画を策定しました。

計画の推進に当たっては、関係機関と連携を図りながら、同会議において審議し、効果的な計画の推進を図っていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに事業の進捗状況を把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、その結果については、ホームページなどを通じて公表していきます。



資料編

1 東松山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、東松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、会議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東松山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年東松山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 東松山市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属・役職	委員区分	備考
阿形 寿和	東松山市校長会（野本小学校長）	1号	H30.4.1～
田中 美智子	のもと保育園長	1号	副会長
峯 岩男	ひさみ幼稚園長	1号	会長
山川 玲子	埼玉県川越児童相談所副所長	1号	
山本 和順	NPO法人東松山市学童保育の会理事長	1号	
川口 明子	母子保健（助産師）	2号	
木村 貴世	民生児童委員（主任児童委員）	2号	
安藤 和俊	東松山市PTA連合会（北中PTA会長）	3号	H30.4.1～H31.4.30
岡部 洋	ボッシュ（株）人事企画部マネージャー	3号	
亀井 毅	比企地域労働者福祉協議会（ボッシュ労働組合連合会）	3号	
坂本 竜士	東松山市PTA連合会（新宿小PTA会長）	3号	R1.5.1～
友部 陽子	NPO法人東松山子育てねっと	3号	
岡部 菜摘	公募（子どもの保護者）	4号	R1.10.1～
川島 美紗子	公募（子どもの保護者）	4号	
坂久保 亜希子	公募（子どもの保護者）	4号	～H31.3.31

○委員区分／50音順

- 1号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 2号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- 3号委員 子ども・子育て支援に関係する団体から推薦を受けた者
- 4号委員 公募による市民

○委員の任期

平成29年10月1日～令和元年9月30日／令和元年10月1日～令和3年9月30日

3 検討経過(会議等の開催状況)

東松山市子ども・子育て会議等の開催状況

■平成30年度		
開催回	開催日	主な内容
第1回	平成30年 7月17日	・ひがしまつやま子ども夢プランの進捗管理について
第2回	平成30年 11月22日	・子ども・子育て支援に関する調査票（案）について
平成30年12月5日～平成30年12月17日：子ども・子育て支援に関する調査		
第3回	平成31年 2月5日	・幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について ・子ども・子育て支援に関する調査報告（速報）について
■令和元年度		
開催回	開催日	主な内容
第1回	令和元年 5月30日	・子ども・子育て支援に関する調査報告書（案）について ・第2期ひがしまつやま子ども夢プランについて 今後のスケジュール／計画の位置づけ
第2回	令和元年 8月30日	・現行計画の進捗管理及び評価について ・第2期計画の基本的な考え方について ・施策の展開〔各論〕について
第3回	令和元年 10月3日	・第2期計画の基本理念について ・基本施策と事業の展開について ・教育・保育に係る量の見込みと提供確保策（案）について
第4回	令和元年 12月24日	・第2期ひがしまつやま子ども夢プラン（素案）について
令和2年1月14日～令和2年2月3日：パブリックコメント実施		
第5回	令和2年 2月13日	・第2期ひがしまつやま子ども夢プラン（案）について

上記のほか、大学生や子育てサークル等利用者にヒアリング調査を実施しました。



第2期ひがしまつやま子ども夢プラン

発行：令和2年3月

編集：東松山市子ども未来部子育て支援課

〒355-8601 東松山市松葉町 1-1-58

電話：0493-63-5005

FAX：0493-23-2239



古紙ハルズ配合率70%再生紙を使用

